

# 新得町子どもの読書活動推進計画

平成24年度～平成28年度

新得町教育委員会

# 目 次

はじめに	3
・ 計画策定の目的	4
・ 基本理念	4
・ 計画の対象	4
・ 計画の期間	4
・ 計画の体系	4
1．家庭・地域における子どもの読書活動の推進	5
2．学校等における子どもの読書活動の推進	6
3．図書館における子どもの読書活動の推進	8
【資料1】	10
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
・ ブックスタート	
・ 子ども読書の日	
・ こどもの読書週間	
【資料2】	11
・ 新得町 年代別子ども一人当たりの貸出冊数 過去5年間の推移	

それぞれの推進、取組において次の通り表示する。

- 【新】 新規事業
- 【一部】 一部実施事業
- 【継】 継続事業

## はじめに

読書活動は、子どもの心の成長にとって大切な要素のひとつです。しかし、現在、テレビ、ビデオ、インターネットなどの情報メディアの発達、生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が急速に進んでいるといわれています。

本の世界を楽しむなかで、言葉を学んだり、知識を得たりするだけでなく、様々な間接体験により、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけることができます。そのためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進していくことが大切です。

平成14年に国が策定した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」の中では、子どもの読書活動について「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身につけていく上で欠くことのできないものである」と書かれています。

新得町では、地域家庭を対象に、図書館が読書活動の中核施設として役割を果たすべく、子どもに対する個人貸出はもとより、各施設及び学校、幼稚園、保育所（園）への移動図書館車の運行、団体貸出を行い、子どもの読書活動を推進しています。また、保健福祉センターで、7か月児健診時においてブックスタートを実施しています。

このような状況をさらに推進するために「新得町子どもの読書活動推進計画」を策定し、新得町の未来を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書活動を行なうことができるよう、家庭、地域、学校等と連携を図りながら、積極的に子どもの読書活動に取り組んでいきます。

## ・計画策定の目的

国は、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、これに基づいて翌年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、国全体として子どもの読書活動の推進が図られました。

北海道教育委員会はこれを基本とし、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を、平成20年には第二次計画「北の読書プラン」を策定し、子どもの読書活動の環境整備を行なってきました。

新得町教育委員会では、「北海道子どもの読書活動推進計画」及び「北の読書プラン」を基本とし、「新得町第2次生涯学習中期計画」の個別計画として、子どもの読書活動推進のため、幼稚園、保育所（園）、学校、図書館などの子どもに係る機関が連携し、新得町のすべての子どもが自主的な読書活動ができるよう、環境整備を行なうため策定するものであります。

## ・基本理念

新得町のすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的な読書活動を行い、読書活動を通じて豊かな心と生きる力を育む。

## ・計画の対象

0歳から18歳までのすべての子どもたちを対象とする。

## ・計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行なう。

## ・計画の体系

3つの柱を基本として、それぞれの方策に従って子どもの自主的な読書活動を推進する。

- 1．家庭・地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 家庭における読書活動の推進
  - (2) 地域における読書活動の推進
- 2．学校等における子どもの読書活動の推進
  - (1) 幼稚園、保育所（園）での読書活動の推進と取組
  - (2) 学校における読書活動の推進
  - (3) 学校図書館における読書活動推進への取組
- 3．図書館における子どもの読書活動の推進
  - (1) 図書館における読書環境の整備
  - (2) 図書館における読書活動推進に係る体制の整備
  - (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

## 1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが生まれて初めて本に出会う場所は家庭であり、特に自分で本を読むことが出来ない乳幼児期には親や家族からの働きかけが重要です。乳幼児期において親や家族から読み聞かせをしてもらうことで、本を通して楽しい時間を共有し、本を読む楽しさを感じていきます。

また、ひとり読みができるようになる学童期にあっても、時には読み聞かせをしたり、家庭において読書の時間を設けて家族みんなで読書をする環境を作ることで、自然と読書をする習慣が身につきます。

このように子どもが読書活動をする上で、家庭における取り組みが大切であることから、様々な機会において家庭での取り組みを推進、支援していきます。

### (1) 家庭における読書活動の推進

#### ・「家読(うちどく)」の推進 【新】

家庭で読書の時間を作り、家族みんなでそれぞれ好きな本を読み、読んだ本について話をする「家読」の取り組みを啓発していきます。

### (2) 地域における読書活動の推進

#### ・ブックスタートをきっかけに親子で絵本に親しむ 【継】

生後7ヶ月児健診で実施しているブックスタートをきっかけとして、子育てに絵本を活用することを勧めていきます。

#### ・乳幼児健診や赤ちゃん、幼児教室において絵本に触れ合う機会の提供 【継】

家庭だけではなく、子どもと一緒に時間を過ごす乳幼児健診や赤ちゃん、幼児教室において絵本に触れ合う場を提供し、親子で楽しめる環境を作ります。

## 2. 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園や保育所（園）、学校に入ると、生活時間の大半は家庭以外の場所で過ごすことが多くなります。子どもたちの読書習慣を形成していく上で大きな役割を持つそれぞれの場所において、積極的な読書活動に取り組むことで読書習慣が確立していき、青年期以降の読書習慣へとつながります。

幼稚園、保育所（園）では継続的な絵本の読み聞かせの時間を設けることで、話しを聞く姿勢が身についたり、おはなしの世界に入り込む楽しさを感じることができます。

また学校では、読み聞かせや朝読書を通じて読書をする楽しみを更に深めたり、学校図書館を利用した学習活動を行なうことで、本から知りたい情報を得ることができるようになります。

それぞれにおいて読書活動の取り組みを行なうことはもちろんですが、図書館と連携・協力しながら、読書環境の整備や体制の強化を図ります。

### (1) 幼稚園、保育所（園）での読書活動の推進と取組

#### ・絵本や読みものなどの整備と充実 【継】

子どもたちの身近に本がある環境を作るため、絵本や読みもの、紙芝居等を整備し、充実を図ります。

#### ・継続的な読み聞かせによる、本と触れ合う機会の提供 【継】

継続的な読み聞かせにより、自分で読むことが難しい幼児期に本と触れ合う楽しい時間を過ごします。

#### ・保護者への読書活動の推進 【継】

幼稚園、保育所（園）では、先生から保護者への働きかけが大きい役割を持つことから、先生から保護者へ家庭での読書活動を勧めます。

#### ・図書館との連携、協力による読書環境の整備 【継】

移動図書館での園児への貸し出しや、読み聞かせに使う大型絵本の提供など、幼稚園、保育所（園）との連携をこれまで通り継続し、読書環境の整備に協力していきます。

### (2) 学校における読書活動の推進

#### ・「朝読書」などの計画的・継続的な読書活動の促進 【一部】

#### ・学校図書館の充実 【一部】

#### ・教職員間での読書活動推進の意識共有 【一部】

### (3) 学校図書館における読書活動推進への取組

#### ・学校図書館の図書資料・設備等の整備、充実 【一部】

計画的な図書資料の購入や、現代社会の情勢に合わなくなった図書や古くて利用できない図書の処分を行ないます。また、書架など設備の整備やレイアウトの工夫を行ない、使いやすい学校図書館づくりを進めます。

#### ・計画的、継続的な読書活動の促進 【一部】

「朝読書」など皆で一斉に落ち着いて読書をする時間を作り、読書習慣を身につける機会を設けます。

#### ・学校図書館の活用の促進 【一部】

学習活動を通して、学校図書館を活用して調べ学習を行なう機会を設けます。

#### ・図書委員による活発な学校図書館運営 【一部】

本の貸し出しや整理以外に、学校図書館の飾りつけや児童・生徒向けのおすすめ本の情報提供を行うなど、図書委員の活性化を図ります。

#### ・PTAボランティアとの連携 【一部】

PTAや地域住民による学校図書館ボランティアを組織し、児童・生徒が本に親しむ環境づくりを進めます。

#### ・司書教諭、学校司書の適正な配置の促進 【新】

本と児童・生徒をつなぐ重要な役割を持つ、司書教諭、学校司書の適正な配置に努めます。

#### ・学校全体での読書活動推進への取組 【一部】

教職員からの働きかけは、児童・生徒への読書活動のきっかけとなることから、学校全体で読書活動に取り組みます。

#### ・図書館との連携 【継】

図書館の団体貸出の制度や調べ学習の支援などを活用し、学習活動の充実や読書習慣の確立を図ります。

### 3. 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館では、本町の読書活動の中核として、資料・環境整備や各種事業に取り組んでいます。今後も子どもたちに本を読む楽しさや知識を得ることの喜びを感じてもらえるよう、各種公共施設、幼稚園、保育所（園）、学校と連携・協力し、子どもの読書活動推進への取り組みを継続していきます。

また、図書館ボランティアとの連携・協力にもこれまでと同様に力を入れて取り組み、子どもの読書活動を推進、支援していきます。

#### (1) 図書館における読書環境の整備

- ・絵本、児童書等の子ども向け資料の整備、充実 【継】

子どものニーズに合った幅広い分野の資料を整備し、様々なジャンルから「選ぶ楽しさ」「読む楽しさ」を発見できるよう充実していきます。

また、大人へと成長していく段階にある中高生のための資料の充実にも力を入れます。

- ・子どもセンター等における図書資料の整備、支援 【継】

定期的な団体貸出を行い、子どもが読書を楽しむ環境を整備、支援していきます。

- ・幼稚園、保育所（園）との連携による取組の推進 【継】

現在も実施している移動図書館での園児への定期的・継続的な貸出を行い、本に触れる機会と読む楽しさを提供していきます。

また、子どもたちへの読み聞かせ等に使用する大型絵本や紙芝居の貸出支援も継続して実施していきます。

- ・障がいのある子どもの読書環境の整備、充実 【新】

障がいの程度に応じた資料の整備や提供を進め、館内においても気持ちよく過ごすことができるよう、設備の整備にも努めます。

- ・学校と連携した児童生徒向けの蔵書の充実による読書機会の提供 【継】

現在、団体貸出を通して、学校での学習活動や読書時間のための資料の支援を行っていますが、今までと同様に学校と連携を図り、蔵書の充実による読書機会の提供を継続していきます。

#### (2) 図書館における読書活動推進に係る体制の整備

- ・図書館ボランティアとの連携・協力体制の整備、強化 【継】

図書館において子どもの読書活動を推進していくためには、図書館ボランティアの存在が不可欠です。これまでお話し会の実施や行事の補助等で活動していますが、更なる

連携と協力を深めていきます。

また、ボランティアのメンバー個々のスキルアップを図るために、研修等の支援を行ないます。

- ・子どもに係る関係機関との連携による児童サービスと子育て支援の充実 【継】

町全体で子どもの読書活動の推進が進められるよう、子どもに係る関係部署、施設、学校等と十分に連携を取り、協力体制を強化していきます。

- ・学校図書館担当者会議の開催など、教職員との連携・協力の促進と体制の強化 【継】

学校と子どもの読書活動を推進していくためには、学校図書館担当者との連携が不可欠です。年に一度実施している学校図書館担当者会議を継続し互いに情報交換を行い、子どもの読書活動推進のための連携を図れるよう、協力体制を強化します。

### (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- ・子ども読書の日等の啓発広報 【継】

「子ども読書の日」(巻末資料\*1参照)や「こどもの読書週間」(巻末資料\*2参照)を多くの方に知ってもらうため、ポスターや広報等で周知すると共に、本に親しむ行事等を実施し、子どもの読書活動に対する理解と関心を高めます。

- ・乳幼児健診や学校でのおすすめ本の情報提供 【一部】

各年代に応じたおすすめ本のリストを作成し、ブックスタートや他の乳幼児健診、学校で配布するなど、情報の提供に努めます。

- ・子どもの読書活動に関する行事の企画と広報の展開 【継】

工作教室や一日司書体験など、子どもが図書館に親しむきっかけとなる行事を企画し、「お知らせしんとく」や「としょかんだより」等で周知します。

図書館の行事に参加することで図書館への関心を高め、読書活動への興味を広げていきます。

- ・子どもの読書活動に関する情報の収集と提供 【継】

国や北海道の子どもの読書活動推進に関する情報を積極的に収集し、提供するよう努めます。

また、新聞や雑誌等で紹介しているおすすめ本の情報等を収集し、子どもたちに幅広く読書活動できるよう情報を提供します。

## 【資料1】

「子どもの読書活動の推進に関する法律（子ども読書活動推進法）」

（平成13年12月12日法律第154号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行なうことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### ブックスタート

赤ちゃんが、親や周りの大人の人と一緒に絵本を読むことで、心ふれあうあたたかい時間を過ごすことを目的とした活動。

地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、主に乳幼児健診の場で赤ちゃんと保護者へ絵本を手渡す。

### \* 1 「子ども読書の日」

『子どもの読書活動の推進に関する法律』より

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行なう意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

「子ども読書の日」が4月23日となったのは、ユネスコが「世界本と著作権の日」と定めていることにちなんでいる。

### \* 2 「こどもの読書週間」

出版社や書店などの団体でつくる「社団法人読書推進運動協議会」が昭和34（1959）年に始めたもの。もともとは「こどもの日」をはさんだ5月1日から14日までだったが、平成12（2000）年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日に変更。

【資料2】年代別子ども一人当たりの貸出冊数 過去5年間の推移

\* 0～6歳

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの貸出冊数(冊)
平成18年度	5,326	366	14.6
平成19年度	4,285	327	13.1
平成20年度	4,602	324	14.2
平成21年度	3,731	311	12.0
平成22年度	3,715	291	12.8

\* 7～12歳

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの貸出冊数(冊)
平成18年度	10,155	307	33.1
平成19年度	9,757	297	32.9
平成20年度	11,603	287	40.4
平成21年度	10,881	284	38.3
平成22年度	10,558	289	36.5

\* 13～15歳

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの貸出冊数(冊)
平成18年度	2,439	187	13.0
平成19年度	1,645	179	9.2
平成20年度	2,540	170	14.9
平成21年度	3,889	160	24.3
平成22年度	4,139	147	28.2

\* 16～18歳

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの貸出冊数(冊)
平成18年度	1,355	165	8.2
平成19年度	853	171	5.0
平成20年度	631	168	3.8
平成21年度	827	169	4.9
平成22年度	1,651	167	9.9

\* 0 ~ 18歳

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの 貸出冊数(冊)
平成18年度	19,275	1,025	18.8
平成19年度	16,540	974	17.0
平成20年度	19,376	949	20.4
平成21年度	19,328	924	20.9
平成22年度	20,063	894	22.4

\* 住民一人当たりの貸出冊数

	貸出冊数(冊)	年度末人口(人)	一人当たりの 貸出冊数(冊)
平成18年度	69,941	7,034	9.9
平成19年度	64,364	6,887	9.3
平成20年度	67,053	6,780	9.9
平成21年度	67,816	6,685	10.1
平成22年度	70,852	6,590	10.8

(注)

- ・保護者が子どものカードで自分の本を借りていることがあるため、それが貸出冊数の中に含まれています。
- ・他町村から新得高校に通学している生徒の利用がありますが、町民として人口に含まれないため一人当たりの貸出冊数には反映されていません。